



○ 労山基金運営委員会

公開山行の事故見舞金交付

要件の再確認を

春から秋にかけ公開山行が行われる季節である。今回は労山基金細則6「公開山行の事故見舞金の交付要件と交付回数限度」について確認したい。

労山基金加入者がリーダー等（責任者）になり、団体の主催する公開行事や公開山行などで、会員外である第三者が死亡または傷病などの事故にあった場合、被害者または遺族に見舞金として、責任者の所属する団体に交付する制度である。この交付には、以下3条件を満たすことが必要である。

① 不特定多数に周知したことの証拠を示す
② 企画内容が「細則3、交付の特典」の2項、「ハイキングまたは軽登山の事故要件」を満たしている
③ 企画・準備の段階で、通常必要な安全対策を講じた根拠を示せる。また、交通機関等の事故については見舞金の対象外であり、この制度適用による交付の決定は、委員会が行う。

第三者の被害に応じ①死亡・行方不明、または後遺障害を残す重度の傷病30万円②2日以上入院または20日以上長期通院を要する重度の傷病10万円③短期の通院（1日以上〜20日未満）などの治療を要する軽度の傷病3万円の見舞金を交付する。

なお、登録期間年度内の交付は2回までとなる。

（大澤辰雄／労山基金運営委員）

○ ハイキング委員会

小さなクラブの大きな悩み

労山に入ってから5年目。なのに少くない課題を抱えている。先ずは所属するHC Wild Berryの事務局長という役割をどうこなすかということ。新しい会という事もあり、リーダーが少なく（全会員18名中4名）連れてって山行の会員が多い。又、週末仕事の会員もあり、平日山行を増やしたいのだが、リーダー層を増やさなければできない課題だ。さらに関東一円の間々は車でのアクセスが良いので、どうしても自家用

車に頼らざるを得ない。数名の会員に負担が偏っているがこれも今後の課題である。私達の会の所属する都連盟は大きな地域にまたがるので、多摩西部地区連盟という組織に入り、登山セミナーなどを実施している。この事務局も任されているので母の介護と合わせて時間的な調整が厳しい。諸々の課題に多くの会員の協力を得たいと思っているが、同時に会員を増やさなければ解決できないのかもしれない。

（井嶋郷子／全国ハイキング委員）

○ 遭難対策部

登攀の死亡事故が発生

3月2日から4月6日までに届いた事故一報は29件29名。

死亡事故が1件発生した。南伊豆で発生した登攀転落事故。東京（男性）登攀リーダー他2名がロープに結ばれたまま海岸で発見された。残念ながら半年を待たずに5名の死亡である。事故の原因については、検証の報告を待つて教訓に繋げたい。

男性10名。女性19名。転倒での事例では、山スキーやスノーボードの5件や積雪期の5件等全体でも今回は女性が多い。

所属連盟は東京が4名、道央・神奈川・兵庫が各3名、千葉・京都・長崎が各2名、新潟・長野・岐阜・奈良・広島・香川・徳島・福岡・宮崎・鹿児島が各1名。

年齢は、90代1名、70代5名、60代9名、50代9名、40代4名、30代1名。

登山形態では、無雪期7名、積雪期7名、山スキー5名、スノーボード2名、登攀6名、氷瀑1名、訓練1名。

遭難対策部会での講師派遣として3月27日に多摩西部地区総会で国際山岳連盟の総合登山技術ハンドブック活用の解説を実施した。4月9日には全国雪崩講習会でビーコンパークの検証を月山で実施。4月13日は山岳四団体で「安全対策ネットワークの整備」について専門部会が開催された。今後、四国や岐阜で遭難対策部会の部員による講習会が予定されている。

る。また、今年は7月2・3日に全国遭難対策担当者会議を宮城県仙台で開催予定。各県連盟の遭難担当者の方々の日頃の取り組みや事故防止の具体的な対応も話し合えたらと考えている。

(石川昌／全国遭難対策部長)

※事故一報の一覧表は次ページを参照してください。

